

琉球大学学術リポジトリ

1960年の1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43867

6

日米間の安全保障問題に関する件

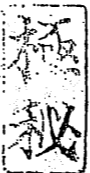
三三 七二一 米保

一 日米間の安全保障に関する基本的な問題に就て、(1)共同安全保障
に対する認識、(2)現行安保条約の不平等性、(3)軍事科学技術の発
達の影響、の三点から検討する。

二 前項(1)は最も根本的且結論的な問題であるから暫く之を措いて先
づ(2)を採上げる。安保条約に関しては今日迄種々の議論があるが、

其の所謂不平等性とは、「米國が日本に駐兵する権利を規定し乍
ら日本に関して何等の義務を負っていない」と云うことである。

(1)安保条約は、其の締結に関する日米間の話合に當つて当初日本
側は双務的な条約を考へていたが、日本側に於て憲法上の制約



十部の内五号

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十

並びに防衛力を具備してないことからして現行条約の様な形
に落着いた次第である。安保条約は爾来日本の安全保障の基礎
となつて来たが、他面条約の形式的部面に関し、具体的には、
1. 米國は日本防衛の義務を負はず、而も
2. 米軍の日本に於ける配備は米國が一方的に之を決め、更に
3. 在日米軍の日本地域外使用は米國が一方的に行ひ
と云う三点が批判の対象となつて来た。

(四) 爾来此等の諸点は種々の形で日米間で話合はれて来たが、就中、
相互防衛方式に関しては一九五五年の重光大臣渡米の際同大臣
よりタレス國務長官に提起されたが日本側の負うべき義務の問
題に関する不一致から結論に至らず、又一九五七年岸総理訪米

の際米軍の日本に於ける配備使用は日米間に協議することを含めて条約の運用を極力双務的にする様大局的な意見の一致を見る、等のことがあつた。

(ハ)今日の情勢から此の問題を考察するに、

1 憲法上の問題は、自衛力に関する憲法の解釈の発展に拘らず、依然として制約として存在し、憲法改正は容易に具体化する見込なし、他方

2 自衛隊の育成が徐々に進んで或程度の自衛力が存する

3 在日米軍が大幅に削減され、今後も引続き削減される見込である

等の事実を鑑み、日米安保体制に付何等かの調整を試みる得る

やが問題となる。

(ニ)安保条約の不平等性を除去することは日本側の久しく希望して来た所であり、且日米共同安全保障体制を建設的に強化する所以であると考へるが、具体的には前記(イ)の三点を如何に措置するかと云ふことであつて、安保条約自体の改正は、日本側から見るとは此の三点に対する解決を含むものでなければならぬ。茲に於て考へ得る第一の方法は依然として相互防衛方式であるが、本方式に於ける問題は、日本側に於ける(1)憲法の範囲内に於ける自衛隊の防衛協力、(2)基地供与、(3)後方協力の三を基礎として米側が相互防衛方式を受け得ざるやに存する。

尚次に相互防衛方式に至らざる限度で、換言せば法律的には現行

安保条約の範囲内に於て措置せんとする場合は、
1. 現に我國には自衛隊と日本に駐留する権利を有する米軍とが
並存しているが、兩者の協力の基本關係に付兩政府間に了解を
を明にすること

2. 在日米軍配備の協定は、自衛隊と在日米軍の兩者の力を綜合
して日本の防衛を確保し得る様、之を實質的に強化すること
3. 在日米軍の日本地域外使用は日本側と協議することとし、特
に在日施設を作戰基地として使用する場合は日本側の事前同
意の下にすること

等の諸点に關し兩政府間に何等かの形の合意を遂げることが考
へられる。

其次に最近に於ける軍事科学技術の急速な発達が安全保障に關する
日米關係に及ぼしている影響を検討する。

(1) 一般的に留意する必要があるのは、ソ連の一連の成功に發する
共産圏の平和攻勢乃至心理戰である。即ち共産圏はソ連の成功
を最大限に活用して米國を中心とする自由陣營の抑制力として
の軍事力に対する信頼を動揺せしめることに努め、密輸外交、
核非武装提案等に依つて平和攻勢を展開し、硬軟兩極の態度で
自由陣營の切崩しや所謂中立諸國の西欧離反を圖つて居り、我
國に対しても中ソ兩國より強い圧力がかかっている。

(2) 長距離弾道彈の発達に兵力の戦略的配備に變革を齎すが、此の
意味に於て極東に於ける日本の戦略的地位も自ら變つて来る。

即ち常識的に言つて極東に於ける米軍配備の第一線が後退し得ると云ふことになれば、非常の事態に於て日本は何処迄米軍の直接的協力に期待し得るやに付大なる不安を感ずることとなり、斯くては前記の如き共産側の心理戦に対し極めて有利な空気が醸成されることとなる。

(イ) 安保条約成立の頃より核兵器の問題は勿論存在していたが、核兵器に対する我國の特殊の国民感情は其の後に於て左翼勢力が最大限に利用する所となし、更に最近に於ける其の長距離運搬手段の発達に由つて核兵器問題は益々複雑化して来ている。されば政府が其の政策として自衛隊の核非武装、外國による持込拒否を明にしているに拘らず、反対党は更に歩を進めて国会の

決議を企図としている他、所謂核非武装宣言等に対しては輿論は単純に之を支持せんとする空気にある。

(ロ) 他方に於て核兵器と概称されているものも、一方に於て大陸弾道弾に運搬される水爆弾頭の発達と共に、他方に於ては小型の戦術的核兵器が発達しており、特に後者は漸次普及化して在來兵器と峻別する意味がなくなりつつある。

例斯くして日本政府としても、核兵器に対する純粋の国民感情と世界の現実との間に立つて何とか國の安全を確保する道を見出さなければならぬが、此の問題が非常に政治的になつてしまつてゐるが故に其の取扱も容易でない。此の問題を非常に困難ならしめる一つの事情は、反対党及左翼勢力が前記(イ)(ロ)の如き

背景の下に、米國が捨も我方の意旨^獨に関係なく核兵器持込を
行しているかの如き冒険を弄して居ることであるが、先づ斯様
な醜態を對する爲めにも、又一部國民の純粋な憂憤を除く爲め
にも、核兵器持込を事前同意事項とする合意を日米間に行ひ必
要がある。

共同安全保障に対する認識の問題は固より最も根本的な問題であ
つて、以上述べて来た諸点は、寧ろ目的に對する手段と謂うべき
性質のものである。

(1)今日の日本に於ては安全保障の問題に關して与野党間に大きな
不一致があり、國民の防衛に關する認識は極めて覺束がないも
のである。先般の総選挙に際しては、内政問題に於て文教、勞

働の二大問題に付与野党間に顯著な懸隔があつた他は専ら對外
政策に就て争はれたのであつて、其の意味では國民の大多數が
現政府の安全保障政策を支持したことは明白である。然し乍ら
社会党の掲げている安全保障政策が現政府の政策と異質のもの
であることが問題である。

(2)現状の由つて来る所以を考察するに、左の如き國內事情が考へ
られる。

1. 一九三〇年代以来の國防國家的思想と政策に對する反動と政
府の權威に對する不信。
2. 占領を担当した米國に對する漠然とした反撥。
3. 東西勢力の接点に位置することから来る危険感と自衛能力

に対する絶望感。

从厥戦思想と無防備中立に対する憧憬。

憲法問題と国内政争。

日本政府の防衛努力は、右の如き底流の上に、内には経済的困難と戦い乍ら、又外からの冷戦の挑戦に拮抗しつつ、安保条約を支柱として続けられて来たのである。

(2) 日本政府の努力を可能ならしめ、日本が自由陣営の一員として徐々に立直つて来たことは、日本国民の圧倒的多数が共産主義を与し難しとしているからである。過去を顧みて相当な進展も認め得るが、未だ満足すべき状態には程遠いものがある。右に述べた様な諸事情も、或るものは彌すは時を以てするを要し、

或るものは日本政府の努力に依り解決されなければならず、又或るものは日米双方の協力に依り処理して行かねばならぬものである。政府としては、日米共同安全保障体制の充実により、日本自身の安全を確保すると共に、極東の平和、延びて世界の平和に寄与する決心を有するものである。斯る見地より前段に於て米國に対する要望を幾つか披瀝したが、米國側よりも我方に対する多くの要望があると思ひ。此等の問題に就ては双方隔意なく話合つて共通の利益の爲め協力する齟齬を固め度いと考へるものである。